

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社コシダカホールディングスと称し、英文では、KOSHIDAKA HOLDINGS Co., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- ① カラオケボックスの経営
- ② 音響機器の製造、販売、賃貸及びリース
- ③ 飲食店の経営
- ④ 経営コンサルタント業務
- ⑤ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- ⑥ 食料品の製造、販売
- ⑦ フィットネスクラブの経営
- ⑧ F C (フランチャイズ) 店事業運営に関する業務
- ⑨ F C (フランチャイズ) 店事業運営の支配・管理
- ⑩ 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ⑪ 劇場の運営
- ⑫ 演劇、演芸その他各種イベントの興行
- ⑬ カラオケボックス関連設備の製造、施工及び販売
- ⑭ ホテル、旅館その他宿泊施設の管理運営
- ⑮ 温浴施設の管理運営
- ⑯ 金銭の貸付または金銭の貸借の媒介
- ⑰ 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を群馬県前橋市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、307,200,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年11月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為による取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第33条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 定款第16条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿革

改訂年月日	平成 16年11月20日
改訂年月日	平成 17年10月 3日
改訂年月日	平成 17年11月30日
改訂年月日	平成 18年 2月28日
改訂年月日	平成 18年 8月31日
改訂年月日	平成 19年 2月28日
改訂年月日	平成 20年11月27日
改訂年月日	平成 21年11月26日
改訂年月日	平成 22年 9月 1日
改訂年月日	平成 23年 9月 1日
改訂年月日	平成 26年 9月 1日
改訂年月日	平成 27年11月26日
改訂年月日	平成 30年 4月10日
改訂年月日	令和 4年11月25日